

第 5 回
旧町時代における
未処理金調査特別委員会

平成 3 0 年 7 月 6 日

葛 城 市 議 会

開 会 午後3時35分

下村委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより旧町時代における未処理金調査特別委員会を開会いたします。

委員外議員として、松林議員、川村議員、梨本議員。3名が出席されております。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてから発言されるようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

南都銀行に対しての小切手の記録請求をすることになったということで、これは、これまでの間、未処理金に関する調査のため、証人の証言等に基づき、金融機関に対して記録の請求を行っているところでございます。その中で、平成20年12月から平成30年2月までの期間、未処理金を管理していたことがわかっている口座を開設した際に、それまで管理していた口座から約1億8,000万円の未処理金を小切手にし、入金したことがわかっております。今後、更に調査を進めるため、金融機関に対して、その小切手に関する記録一切について、7月27日までに提出するよう請求することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 西川委員。

西川委員 異議はないんですけども、委員長は小切手と言われましたが先ほど弁護士先生がおっしゃったように、小切手なのかどうかかわからないので、やっぱり小切手及び証券ということで請求してほしいと思います。

下村委員長 そしたら、先ほど小切手だけと言いましたけれども、小切手及び証券と。

(「その他証券でお願いします」の声あり)

下村委員長 それでは、事務局の方で、小切手及びその他証券ということに書きかえていただいて、南都銀行の方に請求してもらいますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、このことについて記録の提出を求めることに決定いたしました。

なお、提出を求める内容について、正当な理由により変更する場合は委員長に一任いただきたいと思っておりますが、そのことについてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 ご異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

続いて、南藤井のコミュニティセンター2,000万円の件ですが、これについても同じように区長に対して資料の請求をさせていただきますので、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

下村委員長 西井副委員長。

西井副委員長 その資料の中の文書に公印が押されてるねけど、公印押すとき、公印簿か何かいうのがあるように聞いております。その公印簿で確認できるかどうかわからへんけど、その書類をつくられたのが平成27年ぐらいなので、その時の公印簿の提出をお願いしたいと私は思い

ます。

下村委員長 今、西井委員から意見がありましたけども、これは當麻庁舎の福祉部で管理されているようですので。

その公印簿を事務局の方から請求していただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

ご理解いただけましたでしょうか。この資料の中の文書に公印が押されてます。それを調べていただいたところ、當麻庁舎の福祉部に置かれている葛城市の公印ということが判明しておりますので、公印を押すときは、その公印簿にちゃんと記録するといいますか、してるんで、その公印簿を百条委員会から請求するという形にしたいんですけれども、ご了解いただけますかね。

吉村委員。

吉村委員 実務に差しさわりがなければ結構かと思います。そこだけ配慮していただいたら。

下村委員長 局長。

中井事務局長 公印を押されたのが平成27年当時のものでございますので、実務には影響しません。

下村委員長 増田委員。

増田委員 確認させていただきます。その公印簿の写しをいただくんじゃなしに、公印簿に載ってないことの確認をしていただくということでいいですかね。

下村委員長 局長。

中井事務局長 多分、年度でとじてると思いますんで、その年度、平成27年度の公印簿を出していただくように請求いたします。

下村委員長 よろしいですね。

ほかに、この件に関して何かご意見ございませんか。

(「公印の印影もご提供いただいたらどうかと思うんですが」の声あり)

下村委員長 印影ですね。それも同時に請求させていただきます。

ほかに何かございませんか。

谷原委員。

谷原委員 委員会で正式の会議になっておりますので、協議会ではしっかりと議論したところでありますけれども、先日来、新聞でこの百条委員会にかかわって、農道の件の文書が記者を通じて流れたということについて、委員会での文書管理のあり方について、しっかりと今後管理していかなければいけないと思いますけれども、その点について委員長のご見解をお願いしたいと思います。

下村委員長 もう1回。すいません。

谷原委員 協議会ではしっかりと議論したところではありますけれども、地元の方からも文書が流れたことについて問い合わせ等もありますので、その件について、我々も文書管理について慎重を期さなければいけないということを議論してきたと思いますけれども、正式の委員会という場ですので、そこでちょっと委員長のご見解をお聞きしたいということです。

下村委員長 ご迷惑をかけてるということですが、私の耳には正直あんまり入ってないんです。きょうも協議会でいろいろ検討いただいて、最終的には説明を、何という方でしたかね、新町

のどんな方が知りませんが、その辺に対して、こういう協議会、委員会も開いてこうやという説明はしようと思っておりますねけれども。何も謝罪とかそんなん違います。

西川委員 文書を適切に管理してくださいと言うたはるねん。

下村委員長 これは嚴重にこちらの方で預からさせていただきますし、私としたら、こういうことのないようにということで考えております。それでよろしいですか。今後は、相手先に迷惑かけるようなことは一切しないし……。

吉村委員 今後、いろいろとこういった委員会に上がってくる書類があろうかと思いますが、これについては委員会として嚴重に管理をしていく。それを委員長に伺いたい。

下村委員長 それは当然のことだと思っておりますので、嚴重に管理していきます。

そしたら、次回の17日は、午前中は協議会、午後から委員会ということでよろしいですね。そしたら、委員外議員の方で発言の申し出があれば許可いたします。

(「なし」の声あり)

下村委員長 ないようですので、委員外議員の発言を終結いたします。

それと、最後に、きょう、馬場弁護士から資料が提供されました。照会結果整理メモは、皆さん方、嚴重保管ということでご了解をお願いいたします。

本当に午前から長い間、私もちょっと疲れぎみでございますけれども、大変ご迷惑をおかけいたしました。これをもちまして旧町時代における未処理金調査特別委員会を閉会いたしたいと思います。

閉 会 午後3時48分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

旧町時代における未処理金調査特別委員会委員長 下 村 正 樹